

司法アクセス・レビュー

司法アクセス推進協会 News Letter

司法アクセス・レビュー 第49号 2026年（令和八年）7月17日

特定非営利活動法人 司法アクセス推進協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 5-3-20 仙石山アネックス 109 熊谷・若江法律事務所内

URL <https://www.shihouaccess.jp/>

第49号

Contents

無期雇用も「同一労働同一賃金」—仙台高裁判決、最高裁で確定	2
特捜検事、特別公務員暴行陵虐罪で刑事裁判 —東京地裁	3
検察取り調べ映像、国が「公開制限」の動き	4
日野町事件再審無罪確定へ —検察側が有罪立証を放棄	5
再審法案、衆議院通過	6
佐賀県警 DNA 不正鑑定で警察庁報告、 8年で239件、全体の4割に	7
辺野古沖転覆、「平和学習」に教育基本法違反を認定 —文科省	8
新聞社が記事の無断利用で提訴	9
国旗損壊罪、議員立法で成立の見込み	10
大手電力会社、法廷無断録音で情報共有—原発訴訟で	11
Focus 保健・司法パートナーシップ（HJP） の展開と課題	大石 哲夫 13
編集後記	16

無期雇用も「同一労働同一賃金」 —仙台高裁判決、最高裁で確定

正社員と同じように雇用期間の定めがなくフルタイムで働いているのに、会社が決めた社員区分を理由に不合理な待遇差を設けることは労働法の定める「同一労働同一賃金」に反するとした昨年9月の仙台高裁判決が、本年4月に最高裁で確定しました。

☛「正職員」と「無期」で不当な賃金格差

訴えていたのは青森県内の50代の女性。テレビ東京岩手のグループ会社・東北映像（盛岡市）が運営する青森県十和田市内の場外馬券売り場で勤務していました。02年に採用され、契約期間は「無期」、週5日勤務で所定労働時間は午前9時半～午後5時半（残業あり）で、いずれも正社員と同じでしたが、身分は「嘱託」とされていました。採用時には「正社員になれる」と聞いていましたが、25年7月末に退職するまでなされませんでした。

女性は21年夏ごろ、会社に嘱託と正社員の違いを質問しましたが、納得のいく回答がないまま、嘱託から「（無期）契約社員」に変更されました。

女性は、別の場外馬券売り場で同種の仕事をしている正社員と比べ、基本給やボーナス、住宅手当が少なく、家族手当は支給されませんでした。東北映像は、十和田以外に二つの場外馬券売り場を運営していましたが、女性によるとこれらの売り場にいた「正社員」は、女性よりも仕事が少ないのに待遇は良かったとのことでした。

女性は「同じ仕事をしているのに、待遇差があるのはおかしい」と地元の労働局に相談しました。そうしたところ、20年4月に施行された働き方改革関連法で「同一労働・同一賃金」が掲げられ、正規雇用（通常の労働者）と非正規雇用（有期雇用、パート・派遣）との間で、有期であることを理由に「通常の労働者」との不合理な待遇格差があってはならないことが定められたものの、女性の場合には労働時間は「正社員」と同じで、契約期間も無期であるとして、改革法の「通常の労働者」にあたり、待遇差を禁ずる「改革法の対象にはならない」と突き放されました。

改革法の「通常の労働者」には、正社員だけでなく会社が正社員と区別した、勤務地や勤務を限定したフルタイムの働き手も含まれると解釈されていま

す。正社員と無期雇用の契約社員との待遇格差を直接禁じた法律はありません。改革法を検討した厚生労働省の審議会ではこの点の法整備を求める声がありましたが、有期雇用を更新して通算5年を超えた場合に無期に転換を求めることが出来る「5年ルール」との関係で、法律で差別を禁止すると、企業が5年を超えて契約を更新せずに雇止めにするリスクが多発するのではと雇用者側から指摘され、見送られたといわれています。

女性は、正社員と同様の仕事をしているのに、会社が決めた社員区分が異なるだけで待遇が低いのはおかしいとして、青森弁護士会所属の橋本明弘弁護士に相談しました。橋本弁護士は日弁連が司法過疎地に展開するひまわり基金法律事務所を経て十和田市に事務所を置く弁護士ですが、「全く同じ仕事をしているのに、こんな待遇差があっていいのか。差を合理的に説明できない」とし、「労働契約は、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結すべき」とした労働契約法3条2項に違反し、「公序に反する」として、青森地裁八戸支部に提訴しました。

☛ 禁止の明文規定の欠如に乗じた 待遇差の合理化を否認

非正規雇用には、6か月とか1年といった契約期間の定められた有期雇用、労働時間の短いパート、間接雇用の派遣社員の3タイプがあります。逆にいえば無期雇用・フルタイム・直接雇用の3条件を満たせば、法律上は「通常の労働者」になるのです。相当数の会社では、幹部社員だけを「正社員」とし、それ以外の「無期フルタイム」との間に、勤務地や仕事内容が限定されていて転勤や異動がないことを理由に待遇差を設けているのが実態です。

裁判で会社側は、「無期雇用間の待遇差に関する法律はない」「正社員と女性とでは選考基準、転勤の有無、仕事内容が異なる」と主張とし、無期雇用間における待遇差の正当性を主張しました。「法律に禁止の明文のない待遇差をどこまで違法と評価できるか」が争点となりました。

一審・青森地裁八戸支部は25年2月、明文規定はないが、無期雇用者間でも「同一労働・同一賃金」の均等・均衡ルールが「公序として社会に確立して

いる」とし、無期雇用者の間でも不合理な差別は許されないと指摘し、住宅手当やボーナスの差額や家族手当の分計588万円の支払いを命じる判決を示しました。基本給の差については不合理とまではいえないと判断し、請求を退けました。

これに対し、女性も会社側も控訴。会社側は「公序があるというならば具体的な事実に基づくべきだ」と主張しました。

二審・仙台高裁は25年9月、「無期雇用間の待遇格差に関する法律はない」との会社側の主張は退け、改革法が施行された20年以降、「同一労働・同一賃金」のルールが「公序として社会に確立している」とし

たうえ、違法な時期は20年以降との判断を示し、賠償額を190万円に減額しました。

これに対し、女性側は上告しましたが、最高裁は本年4月不受理を決定、高裁判決が確定したものです。

水町勇一郎・早稲田大学教授（労働法）は、「呼称の違いだけで正社員と待遇格差があるケースを違法としたのは初めてで、画期的な判決だ。パートタイム・有期雇用労働法の趣旨が公序となって、不合理な待遇格差が違法性を帯びていると明確に指摘している」と評価しています。

（主な参考資料 2026年6月1日朝日新聞）

特捜検事、特別公務員暴行陵虐罪で刑事裁判 — 東京地裁

東京地裁（宮田祥次裁判長）は6月24日、元東京地検特捜部の堀木博司検事（現大阪高検）を特別公務員暴行陵虐罪で刑事裁判に付す決定をしました。同検事は東京拘置所での取り調べの中で怒号をあげて自白を迫るなどしたものです。現職の検察官が審判に付されるのは2件目です。審判に付す決定は起訴と同じ効果を持ち、今後、地裁が検察官役の「指定弁護士」を選任し、刑事裁判が開かれます。

付審判請求をしたのは太陽光発電関連会社の社長で、2021年5～7月に特捜部に逮捕され、詐欺罪などで起訴されました。この事件では取り調べは21年5月27日の逮捕初日から41日連続で計205時間にわたり、担当の堀木検事は取り調べで黙秘した社長に「検察庁を敵視するってことは反社（反社会勢力）や」、「みんな不幸になるんやで、あなたの家族」などの発言を繰り返し、自白を強要していました。最高検は22年、取り調べで黙秘権行使の非難ととらえかねない発言や、侮辱的な発言などがあったとして「不適正な点があった」と認定していますが、本年3月、東京高検は検事を不起訴とし、その理由を「（検事の言動が）著しい精神的な苦痛を与える違法な行為とは認められなかった」と説明していました。

🔍 自白強要はかる検察の体質改善迫った 大阪高裁（2024年）

逮捕後、長期にわたり身柄を拘束し、被疑者が黙

秘権行使後も自白を強要するやり方は日本の検察の常套手段とされてきました。10年9月に発覚した大阪地検特捜部の証拠改ざん事件を機に、19年には取り調べの録音・録画が制度化され、特に特捜部が担う独自事件はそのすべてが対象となっていますが、取り調べにおける自白の強要は続いており、横浜の民事事件で上映された取り調べ映像では

「あなたの言っている黙秘権って何ですか。あなた自身もわかっていないんじゃないの」

「ウソつきやすい体質なんだから、あなた」

「供述拒否権あるよって言ってるけど、ウソついていい権利じゃないし、本当のことを言わなくてもいい権利でもない」

など被疑者の人格を攻撃して自白を引き出す露骨なやり方が明らかになりました。

2024年8月、大阪高裁が大阪地検特捜部の捜査に関わった田淵大輔検事を特別公務員暴行陵虐罪で審判に付す決定をした事件では、田淵検事は取り調べで被疑者の不動産会社社長に対し、

「ウソをついても誤りもしない非常識な人間」

「検察官は人の人生を狂わせる権力を持っている」などと発言、約50分間にわたり机をたたいたり、大声で詰問したりしていました。こうした取り調べに対し、大阪高裁は、

「田淵検事は威圧的、侮辱的な言動を続け、職務権限を背景に検察官に迎合する虚偽供述を誘発しかねない言動に出ている・・・取り調べが録音録

画されている中でこのような言動が行われた。そして他の検察官が問題視し、検察庁内部で適切な対応がとられた形跡はうかがえない。検察庁内部でも深刻な問題と受け止められていないこと自体が、この問題の根深さを物語っている」

とし、個人の資質や能力の問題にとどまらず、検察組織の問題として受け止め、捜査や取り調べの在り方を改めて議論すべきだと促していました。

☛ 黙秘権を形骸化させる「取り調べ受忍義務」

こうした指摘に対して検察側の対応は鈍いものがあります。大阪高裁の決定についてある検察幹部は「取り調べはインタビューではない。その中で相手をカチンとさせてしまったら刑事被告人になり得るという決定で、現場は必ず萎縮する」と語っていました。黙秘権を行使している被疑者に執拗に自白を迫る取り調べの背景には、黙秘権を事実上形骸化させる「取り調べ受忍義務」があります。憲法は「何人も自己に不利益な供述を強要されない」と黙秘権を保障し、刑事訴訟法はこれを被疑者に知らせることを義務付けていますが、同法は「被疑者は逮捕または勾留さ

れている場合を除き、出頭を拒み、いつでも退去できる」としています。この規定を裏返せば、「逮捕・勾留中は出頭し、取り調べ室に居続けることを拒めない」と解釈できるとする理解があり、学説に対立はあるものの、最高裁は1999年の判決で、受忍義務があること自体は否定しない立場をとりました。捜査側はこれを突破口に長時間の取り調べや威圧的言動により自白を得ようとし、黙秘権を事実上否定した取り調べが続いています。そうした取り調べの前提には、黙秘や否認している被疑者は悪であり、何としても自白を取らなければならないという、誤った「使命感」があるようです。

身柄拘束のもとで自白を迫り、黙秘することの不利益のほめかしや権力的威迫による自白の強要は、起訴後の長期にわたる勾留（人質司法）と結びついて、多くの冤罪事件を生んできました。「黙秘権」の実質的保障は司法制度の最大の課題の一つです。

（主な参考資料、2026年6月25日朝日新聞、同毎日新聞、同読売新聞）

検察取り調べ映像、国が「公開制限」の動き

検 事から違法な取り調べを受けたとする元被疑者らによる国家賠償請求訴訟を巡り、国が取り調べ映像の公開を制限する動きが伝えられています。

法務省は本年2月、取り調べの録音・録画テープを裁判所へ提出する際には閲覧制限の申立てを検討すべきだとする通知を各地の法務局に発出しました。実際の訴訟においても、国が原告側に対し、メディアなどに映像を提供しないよう誓約書を求めていることが明らかになっています。

問題の通知は、「検察国賠訴訟における基本的な方針」と題する2月24日付の文書で、各地の法務局の訟務担当者宛てに通知されました。

刑事事件の取り調べの録音・録画データは、2010年に発覚した大阪地検特捜部の証拠改ざん事件をきっかけに取り調べ可視化の機運が高まり、19年施行の改正刑事訴訟法で、裁判員裁判と検察の独自捜査事件で逮捕後の全過程の録音・録画が義務づけら

れました。それ以外にも、検察の運用で身柄を拘束した被疑者には9割以上で実施されています。

刑事訴訟法は、録音・録画データなど検察が開示した証拠を刑事手続きやその準備以外で使うことを一律に禁止しています。

一方で民事訴訟法では一律の制限はかけられていませんが、私生活上の重大な秘密や営業秘密に限定して、閲覧制限をすることが認められています。

今回の通知で、検察の取り調べの言動が問われる国賠訴訟で、取り調べの録画・録音データの提出に消極的だと、裁判所に悪印象を抱かせる懸念があるとし、提出命令が出る可能性は「十分にあり得る」と分析したうえ、過去の国賠訴訟では、国が提出した取り調べ映像が報道されるなど「外部への流出」が確認されると強調し、取り調べがなされた関係者の「名誉やプライバシーが害されかねない」とし、取り調べの録画・録音データを提出する場合は、①マスコミなどの第三者に提供しないとの誓約書を原

告側に求める、②裁判所に記録の閲覧制限を申し立てる、③傍聴人のいる公開の法廷ではなく、裁判官、弁護士の非公開の手続きで証拠調べを行うなどのといった対応を「検討すべき」だとしています。

実際にも、東京地検特捜部の検事が取り調べで「検察庁を敵視することは反社（反社会的勢力）や」などと発言し、国が損害賠償を求められた事件で、国は弁護側に誓約書の提出を求めています（この事件では、弁護側が提出を応諾しませんでした。裁判所からは録画・録音テープの提出命令が出されています）。

今回の国の通知に対し、国賠訴訟の原告の代理人弁護士は「公務員による人権侵犯について、取材の自由を制約し、国民の知る権利を制限するものだ」と強く批判をしています。

公開制限を求める通知は国会でも野党議員から「不当な取り調べなどを隠すために利用されるのでは」と問題視され、法務省の訟務局長は5月27日の衆院法務委員会で、「第三者のプライバシー情報に適切に配慮するため、検察にとって不都合な証拠を隠すものでない」と答弁しています。

ジャーナリストの江川紹子・神奈川大学特任教授

は今回の通知に関する朝日新聞の報道に対し、「要するに、検察にとって不都合な証拠を国民の目から隠しておきたい、ということだ。検察官による取り調べは公務であって、プライバシーではない。プレザンス事件の国賠訴訟では、原告とは異なる被疑者の取り調べ状況を記録したDVDが証拠になったが、これがメディアで報じる際には、マスキングが施されるなど、被疑者のプライバシーには十分配慮がなされていた。にもかかわらず、こっそりと『通知』という形で、検察官の不適正な取り調べ状況が国民の目に触れないようにしようとしている。不都合な証拠を隠すだけでなく、証拠を隠すプロセスも見えないように、という姑息なやり方だ。こういう当局の証拠隠しを許さないためにも、刑事訴訟法（再審法）の『目的外使用の禁止』条項は改正し、公益目的での証拠の利用活用が妨げられないようにすべきだ」とコメントしています。

（主な参考資料 2026年6月8日朝日新聞、6月10日毎日新聞、5月25日東京新聞）

日野町事件再審無罪確定へ ― 検察側が有罪立証を放棄

滋

賀県日野町で1984年に起きた「日野町事件」の再審請求で、最高裁は本年2月、再審開始を認めた大津地裁、大阪高裁の決定を支持し、検察側の特別抗告を棄却し、大津地裁で再審が開始されていますが、検察側は6月19日、検察官、弁護士、裁判官による三者協議の場で有罪を主張しない方針を明らかにし、これにより強盗殺人罪で無期懲役が確定していた阪原弘さん（故人）の再審無罪が確定となりました。

🗣️ 検察提出のネガから「引き当て捜査」の創作が判明

この事件では、阪原さんは1988年3月、3日間毎日午前8時頃から10時頃まで、暴力的で強引な取り調べを受け、翌月に迫った次女の結婚式についても『認めないなら娘の嫁ぎ先をガタガタにしてやろうか』と言われた」とやむなく自白したことを娘たちに告げ、翌日逮捕されました。

阪原さんは第一審のはじめから捜査段階での自白は警察官の暴行や暴言を受けたためとして無罪を主張していましたが、大津地裁、大阪高裁とも自白の信用性には疑問を示したものの、阪原さんが遺体や金庫の発見現場に警察官を案内した「引き当て捜査」などを重視して有罪とし、無期懲役とした大津地裁の判決が2000年に最高裁で確定しました。阪原さんは再審請求中の2011年に死亡。12年3月に阪原さんの妻と3人の子が第2次再審請求をしていました。

第2次再審請求で弁護側は、金庫や遺体の発見場所とされた写真のネガフィルムの開示を請求、裁判所の勧告で検察側が開示した写真のネガでは、金庫の発見場所から戻る際に撮った写真を「行き道」としていたことや、遺体を捨てる予行演習のようなコマが省かれていたことが分かりました。また事件当日は「知人に酒席に誘われてそのまま寝た」とする阪原さんのアリバイ主張についても、知人の新証言を踏まえ「うそとは言えない」とされ、地裁は18年7月、再審開始の

決定をし、有罪の柱だった捜査については「経過を正確に記録したとは到底言えず、事実認定を誤らせる危険性が多分にあった」と厳しく批判しました。大阪高裁もこの結論を支持し、最高裁は特別抗告ができる理由がないとして棄却していました。

日野町事件は不利な証拠を原審で提出せず、「証拠

の創作」までして冤罪を作った捜査側の悪質な手法を裏付けるものになりました。

(主な参考資料 2026年6月20日朝日新聞、同毎日新聞、同読売新聞)

再審法案、衆議院通過

刑

事裁判をやり直す再審制度の見直しに向けた刑事訴訟法改正案は6月16日の衆院本会議で一部修正の上で可決され、参院での審議が続いています。

再審開始決定への検察の不服申し立ては「原則禁止」、抜け道も判明

再審制度の見直しは袴田さんの再審無罪事件などで現行の取り扱いの問題点が広く知られることで喫緊の課題となり、超党派の国会議員連盟が25年3月、再審開始決定に対する検察の不服申し立て（抗告）の禁止や、幅広い証拠開示規定などを明記した議員立法の要綱案をまとめました。その3日後、当時の鈴木法相が法制審議会に見直しを諮問し、政府の検討が始まっていました。

審議会は本年2月に見直し案を答申しましたが、ここでは抗告禁止は見送られ、証拠開示の範囲も限定されていました。政府はこれをもとに政府案を作成しましたが、この案は審議会答申を反映し、

1. 再審請求については裁判所が速やかに調査し、証拠開示のない段階での棄却を可能にする
2. 証拠開示は、
 - ①再審請求の理由と関連性がある
 - ②開示の必要がある
 - ③開示しても弊害がないのすべてを満たす証拠について、裁判所が検察に命令する
3. 開示証拠の外部への公開は罰則付きで禁止する
4. 再審開始決定に対する検察側の抗告は禁止しないという、これまでの冤罪に対する反省は全く反映されないものでした。

政府の法案を事前審査する自民党の部会では批判が噴出し、当初案は大幅に修正されて、検察の抗告

は再審開始決定が取り消されるべきものと認めるに足りる「十分な証拠」がある場合に限るとし、法務省はこの規程を「原則禁止」と説明していました。

衆議院法務委員会の審議は5月27日から始まりましたが、法務省は抗告の要件として「十分な証拠を求める規定」は「検察官が遵守すべき行為規範」だと説明。「裁判所による判断事項とする趣旨ではない」とし、検察の抗告に抜け穴があることが明らかになりました。法制審議会の部会で委員を務めた村山浩昭・元裁判官は「検察抗告の要件の厳格化ではないことが明らかになった。個別事件での抗告は、これまでと何ら変わらない恐れがある」と語っています。

証拠提出命令に厳しい制限

再審請求の裁判所による選別と証拠開示の範囲の限定、開示証拠の目的外使用の禁止も、基本的に維持されています。

証拠開示については裁判所に一定の要件のもと、検察に証拠提出を出すことを義務づけていますが、再審請求理由との関連や必要性を考慮して相当と判断した場合に限られます。法相は開示範囲が「不当に狭くならないよう留意しなければならない」と法案の付則に記していると説明、「これまでの実務運用より（裁判所に）提出される証拠の範囲が狭まることはない」と説明していますが、刑事局長は袴田事件無罪の決定的証拠となった「5点の衣類のカラー写真」は、弁護側が、犯行時の着衣と認定された衣類に付着していた血痕の色が不自然だという証拠を出し、犯人ではないと主張しているような場合は、衣類そのものだけでなく写真も提出命令の対象になり得るとし、写真が開示されない可能性を示しています。再審制度に詳しい葛野尋之・青山学院大教授（刑事訴訟法）は「政府法案の証拠提出命令制度では、

再審請求との『関連性』が狭く捉えられ、無罪につながる証拠が開示されない恐れが明白になった・・・」と指摘しています。

🔍 開示証拠の目的外使用禁止、 報道の萎縮招く恐れも

開示証拠の「目的外使用禁止」も維持されています。袴田事件では開示された5点の衣類のカラー写真を弁護団が支援者と共有したことで、変色の度合いに疑問を持った支援者が弁護団と実験を行い、再審無罪につながりましたが外部への公開禁止はこうした行為も禁止される懸念があります。日本新聞協会は5月27日、目的外使用を罰則付きで禁止する規定に対し、規定の創設に反対する声明を発し、声明は再審請求審で開示された証拠を支援者や報道機関が共有し、問題点を社会に伝えたことが「冤罪救済に重要な役割をはたしてきた」と指摘、禁止規定ができて報道機関への情報提供も処罰対象となる懸念が広がれば、「取材・報道活動の実質的な制限になりかね

ない」として、規定の創設を批判しています。

🔍 冤罪に関わった人からも強い批判

政府案は一部衆院で修正されたとはいえ、当初の案から実質的にはほとんど変わっておらず、冤罪防止の観点からは極めて不十分なものです。袴田巖さんの姉は参議院での修正を求めた会見で、「(法務省は)抜け道ばかり作っている。抜け道を作ると、また同じことをやる。同じことをやるなら法改正ではない。正しい法律にしていきたい」と訴えました。中道・立憲民主・公明の部会には、再審開始が確定した「日野町事件」で亡き父・阪原弘さんの裁判のやり直しを求めてきた長男の弘次さんが出席し、「捜査側が証拠を隠し持っていた。父は公平な裁判がされない中で亡くなった」と述べ、実効性のある証拠開示を求めています。

(主な参考資料 2026年6月17日朝日新聞、同毎日新聞、同読売新聞)

佐賀県警 DNA 不正鑑定で警察庁報告、 8年で239件、全体の4割に

佐賀県警科学捜査研究所(科捜研)の元職員富永剛広(42)がDNA型鑑定で不正を繰り返していた問題で、警察庁は6月4日、県警に対する特別監察の結果をまとめた報告書を公表しました。それによると、元職員が行った643件の鑑定のうち、当初県警の調査で130件とされていた不適切な鑑定は、特別監察で新たに110件の不正が確認され、不正鑑定は計239件に及び、元職員が行ったDNA型鑑定全体の4割近くに及んでいました。

この事件では、24年10月、元職員の上司が書類の不備に気づいたことから、県警の内部調査で虚偽記載などの不正が明らかになり、県警は25年9月に調査結果をまとめ同職員を懲戒免職とし、佐賀地検は26年2月27日までに、元職員を虚偽有印公文書作成・同行使と証拠隠滅で在宅起訴しました。

事態を重くみた警察庁は25年10月から、不正の経緯などを改めて調査し、再発防止策をまとめる特別監察を実施したものです。

特別監察は、都道府県警の重大な不祥事などを受け、警察庁が実施するもので、今回は元職員が15年

以降に行ったDNA鑑定全643件について、元職員らからの聞き取りをはじめとして関係書類・データを確認、調査するなどにより実施されました。

🔍 不正件数は県警調査の倍近く、 自浄力欠く組織実態

その結果、不適切な鑑定が県警調査の倍近い239件に及ぶこと、県警調査では17年6月とされていた不正の開始時期は16年8月に早まり、24年10月に県警が把握するまで約8年間に及んだことや、県警が不正を把握後も元職員に業務をさせ、不正は25年2月まで続いたことなどが判明しました。

不正行為は、データを不適切に組み合わせたり、検査していないのに検査したように装ったり、資料を差し替えたり、資料を紛失したのに新品で補ったり、作業工程表・検査日を改ざんするなど多岐・多様にわたっていました。

特別監察では、捜査や公判への影響も調査されましたが、本来捜査対象にすべきでない人を対象にするなど冤罪につながるようなケースはなかったとしたもの

の、計37件については「捜査への影響が不明」としました。これらの中には、適切な鑑定を行えば容疑者の特定につながる可能性があったものも含まれると考えられ、決して見逃せる件数ではありません。

報告書では、不適切な鑑定を防ぐことができなかった要因として、倫理観の欠如や幹部の管理不足をあげていますが、当初の内部調査を大幅に上回る不正が判明した事実そのものが、自浄力を欠いた組織の実態を明らかにしたといえます。

特別監察の公表に際し、警察庁の楠芳伸長官は記者会見で、「二度とこのような事案を発生させてならない。再発防止策を確実に実施し、DNA鑑定への信頼の回復につとめたい」と述べ、県警の福田英之本部長を業務指導、幹部3人を口頭厳重注意処分としたと発表しました。

これに対し弁護士会など関係各方面から、処分が甘すぎ、冤罪を招きかねない前代未聞の不祥事であり、責任の重さは本部長辞任に値するとの声があがっています。

同時に発表された再発防止策も、組織マネジメントや職員サポートの強化、複数人での鑑定チェックといったありきたりのものにとどまっています。

佐賀弁護士会は会長名で「警察庁の観察は『身内による内部調査』の域を出るものでない。再発防止を目的とした第三者による調査を強く求める」と意見を公表しています。

問題の根源には捜査に伴うDNA型鑑定を警察が独占し、事実上私物化している状況にあります。

DNA鑑定に詳しい本多克也筑波大学名誉教授（法医学）は、「（警察庁が）対策に挙げた内部対策の強化などは過去にもなされてきたはずだが、不正は繰り返されてきた。証拠資料を第三者機関が鑑定し保管するなど、捏造や不正ができない仕組みを作る必要がある」とコメントしています。

日弁連によると、警察から独立した機関が鑑定業務を行っている例が海外にはあることが報告されています。日弁連はまた本件に関連して、法務省、最高検、警察庁及び国家公安委員会に対し、中立的な第三者機関による検証と、再発防止策の策定を求める会長声明を発出しています。

（主な参考資料 2026年6月7日朝日新聞、同毎日新聞、同読売新聞、同東京新聞）

辺野古沖転覆、「平和学習」に教育基本法違反を認定 ―文科省

沖

縄県名護市辺野古沖で本年3月16日、研修旅行中だった同志社国際高校（京都市）の生徒らを乗せた船が転覆し、生徒と船長の2人が死亡した事故を巡り、5月22日松本洋平文科相は、同省の調査結果にもとづき、同校の平和教育に対し「事前の計画や当日の対応、安全管理、教育活動の状況などで著しく不適切」と学校側に是正を図るようもとめるとともに、政治的中立を定めた教育基本法14条2項に違反すると認定したことを明らかにしました。

☘「著しく不適切」と断定、平和学習の萎縮招く

同省の調査によると、船は米軍普天間飛行場の辺野古移設に反対する市民団体に所属していますが、事業登録はなされていませんでした。学校は乗船について下見せず、転覆した船に引率の教員も同乗させていませんでした。また悪天候や事故の発生を想定せず、当

日の波浪注意報も確認していませんでした。危機意識を欠き、痛ましい事故を招いた学校と市民団体の責任は極めて重いものがあり、文科省が「著しく不適切」と結論付け、是正を求めたのは妥当といえます。

一方、学習内容の是非に踏み込み、今回の辺野古を巡る研修が「学校の政治的活動」などを禁ずる教育基本法14条に違反するとの認定には極めて問題があります。

教育基本法14条は、1項で「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」とし、2項で「法律で定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治活動をしてはならない」と定めています。政治教育の大事さをうたい、それが特定の党派の宣伝になってはならないとしたものです。この14条に加え、教育が「不当な支配に服することなく」行われるべきとした16条の規定は、国策への追従を求めた戦前・戦中の教育への反省を踏まえ、公権力の教

育への介入を防ぐために定められたものです。

文科省は今回の「平和研修」を14条違反とした根拠として、①学校側が辺野古問題に対する多面的見解を十分に提示していなかった（辺野古問題で沖縄県の立場しかとりあげなかった）、②15～18年に配布された旅行のしおりに座りこみへの参加に関する記載があった、③旅行初日の集会で抗議船の船長が活動について説明したことなどをあげています。しかし、これをもって「政治教育ないし政治活動へのよびかけ」とする説明には首をかしげざるを得ません。学校側からの「年間を通じ基地問題以外も扱い、政治的中立性を確保した」との主張は全く受け入れられませんでした。

拙速な違反認定、背景に政治的圧力

1947年の基本法施行後、初めてとなる違反認定としては、事故発生からわずか2か月程度の調査で、その方法も学校に意見照会する程度で、きちんとした議論がなされたとは言えない内容のものです。とりあげた根拠事実も「政治的中立」を損ねたというには理由が薄弱といわざるを得ないものなのです。

今回の認定に先んじて、米軍基地を巡る反対運動へ神経をとがらせる自民党から、「平和教育の名の下に偏った教育があってはならない」との提言が政府に出されるなど、自民党保守派の圧力があつたことが指摘されています。文科省がそれに屈し、配慮したのが実際のところで、それこそ教育基本法の求める「政治的圧力の排除」に反するものといわざるを得ないものです。

米軍普天間基地の騒音被害を訴える普天間爆音訴訟の弁護団の山口幸人弁護士は「世の中の政治問題の大半は、一方の当事者が国が行政だ。政治的中立

性が担保されない当事者によって、政治的中立性が判断されるのは自己矛盾だ。重要なテーマこそ、教育で扱えなくなる恐れがある。文科省と（同校への私学助成金減額を検討するという）京都府の対応は異常だ」と強く批判しています。

元中学教員で平和教育に詳しい武蔵大の中條克俊非常勤講師は「政治的中立性は本来、政治が教育現場に介入するのを防ぐための規定だ」と指摘し、自分の授業への影響を心配する教員が増えると予想し「長年続いた平和教育の実践が根底から崩れかけない」と警鐘を鳴らしました。

広島大学の川口広美准教授（シティズンシップ教育）は「文部省の違法認定の線引きを教員があいまいに感じ、意見が分かれる現実社会の問題の扱いにより慎重になる可能性がある。政治的中立性は、社会の風潮などをも含め様々な要素を勘案して学校全体で実現するもので、違法判断には慎重な検討が求められる。文科省は今後、過去の類似事例と比べどんな点が違反に当たるか、より具体的に説明してほしい。現実問題を扱う際の指針の整備など積極的な支援も重要だ」と指摘しています。

玉城デニー沖縄県知事は、本件に関し、「平和学習と事故は区別されるべき」とし、学生が地域の歴史や基地問題を学ぶことの意義を強調し、教育の公平性を求めつつも県外からの学習への理解も示す見解を明らかにしています。

（主な参考資料 2026年5月23日、5月27日、6月2日、6月21日朝日新聞、5月23日、5月28日、6月15日毎日新聞、5月23日、6月2日、6月9日読売新聞、5月23日、6月2日、6月3日東京新聞）

新聞社が記事の無断利用で提訴

生成AI（人工知能）を使った検索サービスの記事が無断で利用され、著作権を侵害されたとして、朝日新聞社と日本経済新聞社が米国の新興企業パープレキシティに記事の差し止めや1社あたり22億円の損害賠償などを求めた訴訟の口頭弁論が5月14日、東京地裁でありました。パープレキシティ側は、日本の裁判所が国際裁判管轄を有する証明がないなどとして、訴え自体が「不適法」

と退けるよう求めました。同種の訴訟は昨年8月、読売新聞社からも起こされ、6月26日、被告のパープレキシティ側は読売側の訴えが不適法として却下するよう求めています。

国内外で訴訟相次ぐ

パープレキシティは従来の検索エンジンと生成AIを組み合わせ、報道機関のウェブサイトなどから関連

する情報を収集して回答するサービスを提供しています。詳細な回答が示されることで情報元となったサイトの利用者が減るとして、国内外の報道機関は制作コストに見合う収入がなくなると問題視しています。

訴状によると、パープレキシティは遅くとも2024年6月頃から、クローラーと呼ばれるロボットを使って、新聞社のサーバーなどに収録された記事が無断で収集し、複製したものをサーバーで保存、更にその内容をもとに要約記事を生成し、ユーザーのパソコンやスマートフォンに表示してきました。朝日、日経は、パープレキシティが無断利用を防ぐ新聞社の措置を無視しており、著作権法の違反に当たると主張しています。更に記事を引用元として示しながら、実際の事実とは異なる虚偽の事実を示す回答もあると指摘し、新聞社の信用を著しく損ねるとして不正競争防止法違反に当たると主張しています。

パープレキシティの代理人弁護士はこの日の裁判後、「パープレキシティのAIサービスは日本における検索、情報分析、技術処理および引用に関する枠組みの下で適切に運用されていると確信しています」とするコメントを出しています。パープレキシティに対する同様の訴訟は米国内では24年10月にウォールストリート・ジャーナルを発行するダウ・ジョーンズなどが提訴し、25年10月にはニューヨーク・タイムズも続いています。

政府も対策検討へ

生成AIがネット上の記事やブログなどを要約して回答するサービスを巡っては記事などの著作物が不当に利用されないよう、政府が歯止め策を検討すること

になりました。政府は生成AIへの対応策を新しい知財推進計画に盛り込むため知的財産戦略本部の有識者会議で議論してきましたが、5月25日に示された計画案では、生成AIによる要約サービスについて、著作物の「不当な利用行為の禁止」に向けて「課題の整理を行う」と記されています。

焦点となるのが、権利者がウェブサイト内の「ロボット・テキスト」といわれるファイルで示した「利用拒否」の意思をAI事業者に尊重させることです。解決策の一つとして専門家が挙げているのが権利者の意思をAI事業者が守るよう法的に義務づける制度改正です。検索エンジンについては権利者の意思を事業者が守ることを義務づけた政省令があり、類似の規定を生成AIについて整えるという方法です。また権利者が「ロボット・テキスト」で「利用拒否」する場合に、権利者はAI事業者が使うクローラー（巡回ロボット）を指定しますが、その名称が分からなかったり、偽装されている課題も指摘されています。

生成AIによる要約サービスを巡っては本年4月、日本新聞協会が声明を発表し、権利者による「オプトアウト（利用拒否）」をAI事業者に尊重させる法的義務が必要と訴えました。

著作権法に詳しい早稲田大学教授の上田達弘氏は取材に「AI事業者と権利者が契約を結び、ウィンウィンの関係を作ることが望ましい。新たな法解釈や制度改正が進めば、権利者側の交渉力が高まる可能性はある」と話しています。

（主な参考資料 2026年5月15日、26日朝日新聞、5月26日読売新聞オンライン）

国旗損壊罪、議員立法で成立の見込み

日 本の国旗を傷つける行為を禁じる「国旗損壊罪」法案が6月16日、自民、維新、国民民主、参政の4党の提案として提出され、今国会で成立の見通しとなっています。この法案の立法目的は「国旗を大切に思う国民感情を保護する」とされますが、犯罪構成要件があいまいで国民の表現の自由を奪う懸念が指摘されています。

あいまいな構成要件、表現の自由奪う危険

自民、維新の両党は昨年10月、高市内閣成立時に国旗損壊罪の法制化を連立合意書に明記し、高市首相が強く求めていました。

法案は、「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」で、「公然と国旗を損壊、除去または汚損」した場合、2年以下の拘禁刑または20万円以下の罰金を課すとしています。自民党の検討では自ら国旗

を損傷する様子を SNS など事後配信した場合も処罰の対象としていました。国民民主党が「表現の自由の過度な規制」と異議を唱えたため、法案から削除されましたが、その様子のライブ配信は処罰の対象となっています。

この法案の、「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させる」とする要件は極めて抽象的であいまいなものになっています。不快感や嫌悪感はそれぞれの立場や経験により異なるものであり、その判断を捜査当局に委ねることになれば、権力者に都合のいい、恣意的な取り扱いになる恐れが強いです。また処罰対象行為の認定も「客観的な事情を総合的に勘案して行う」と記されるにとどめられ、恣意的な解釈の余地を残しています。

❖ 価値観を刑罰で強制、内心の自由侵す

国旗に×印をつけたり破棄する行為は多くの国で政府に反対する示威行動、すなわち表現の自由の問題として扱われてきました。それを刑罰で抑え込もうとするのはこうした表現の自由を奪うものであり、国連の自由権規約委員会は表現の自由の観点から、愛国心や国家の象徴に対する冒とく・不快な発言を刑事罰の対象にするのは許されないとの見解を示しています。またこの法案では、自己の所有する国旗を損壊しても処罰されることとなりますが、これは最も初歩的な基本権を侵害することとなり、この立法目的が国家に対する忠誠を求めるという極めて政治的・権力的な価値観の強制にあることを示しています。

国家の象徴、たとえば天皇に対するそれなりの尊重は一般に求められるものですが、それを国民の法

的義務として刑罰の対象とすることは戦前の不敬罪と同様、国民の行為の自己規制と萎縮をもたらすものになります。またこの法案は、外国人にも適用されますが、第二次大戦中の日本の軍隊による侵略のもとで膨大な被害を被った中国などの人々には「日の丸」自体が不快なものとして思い起こされることもあるでしょう。よかれあしかれ、「日の丸」に対してどのような感情を持つのかは人々の体験から生じるものであり、刑罰による国旗の尊重の強制は内心の自由に対する干渉にもなります。

立命館大学の松宮孝明教授（刑法）は、「日の丸を傷つけられれば不快だという人もいるかも知れないが、不快感で処罰をはじめたらいろんな罪を作り出せる・・・」と語り、憲法問題に詳しい棚橋啓介弁護士は、「自分で所有する国旗の損傷を法律で禁止すること自体が、憲法 21 条の認める表現の自由を侵害することになる」と話しています。

自民党内の検討では、憲法が保障する表現の自由や内心の自由を侵すことのないよう、損壊の意図や目的といった主観的要素は排除する方針が確認されたということですが、それだけに、この法案の持つ価値観の強制という性格が露骨になっているとも言えます。国民民主党の玉木代表は「（法律が必要となる客観的な根拠である）立法事実はないと思うが、百歩譲って受け入れた」と述べていますが、立法事実がなければ立法しないのは言わずもがなのことのはずです。

（主な参考資料 2026 年 6 月 17 日朝日新聞、同毎日新聞、同読売新聞）

大手電力会社、法廷無断録音で情報共有 一原発訴訟で

大手電力会社 8 社と電気事業連合会（電事連）は原発訴訟の法廷で社員が裁判所の許可を受けずに録音し、作成されたメモにより、情報交換していたことを認め、謝罪しました。

電力各社は録音した訴訟の内容などは明らかにしていませんが、社員は「録音の対象は原発を巡る訴訟だ」、「自社の原発の差し止めに関する民事訴訟の口頭弁論などに出席し、法廷を繰り返し無断で録音

し、報告書を作った」と述べています。IC レコーダーを使い、録音データをもとに裁判官や原告側代理人の発言、法廷の様子など詳細に報告書に記したものです。報告書は電事連の担当者にメールで送られ、電事連側は各社の法務担当者が参加するメーリングリストを通じ、報告書を各社に共有していました。

憲法は「裁判の公開原則」を定めていますが、最

高裁は「証人などの陳述に対して影響を与える場合には制限が必要」とし、民事訴訟規則は録音や撮影には裁判官の許可が必要と定め、録音の許可がなされることはほとんどありませんが、撮影は開廷前に限り、報道陣に許されることがあります。

取材に応じた社員は、「録音はやってはいけないと皆わかっていた」と話していますが、「詳細メモ」などと称される報告書には裁判長の発言は一言一句が記され、発言だけでなく、法廷の状況や雰囲気伝える記載もあります。このように詳細な報告書について社員は「原発訴訟は経営にとって重要で、正確な記録が求められる。争点も似通うため、他社の記録は戦略上非常に参考になる」としています。原発の運転差し止め、設置許可取り消しを求める訴訟や仮処分申請は、2011年の東電福島第一原発事故後に増加し、差し止めや取り消しを認める司法判断が出たケースもあります。こうした訴訟や仮処分の主な争点は、地震の揺れや津波の想定、テロ対策、避難計画などに及びます。電力会社は原発一基の再稼働で年間数百億～1千億円規模の収支改善が見込めると説明。逆に運転が認められない場合は、代わりに動かす火力発電所の燃料費で1か月あたり数十億円が必要となるなど経営への影響は大きなものがあるとしています。社員は「原発訴訟では、過剰に詳細な報告書の作成を求められ、録音せざるをえなかった。報告書を見れば、上司や弁護士も録音しないと作成できない内容とわかっていたはずだ。録音は社内で暗黙の了解で、事実上の強制だった」と語っています。

日本を代表する企業の倫理感の希薄化

電事連は取材に「電事連をはじめ電力各社が無断で録音していたことは深くお詫び申し上げます。原子力に関連する各社の訴訟は類似する争点も多く、業界団体として情報提供をおこなっている。電事連が各社から提供を受けた資料が、無断録音データをもとに作成されたかどうかは承知していない」と答えています。

福島第一原発の被害は発生から15年を経た今でも深く影響を残し、いまだ帰還できない地域もあり

ります。原発の今後の行方は極めて重要ですが、日本の代表的な企業が法の禁止を無視して訴訟にかかわってきたことは、企業倫理の在り方としても強く非難されるものであり、規範意識の希薄化を示しています。

浜岡原発で想定される最大の地震の揺れ「基準値振動」のデータを不正に捜査していた中部電力は、原子力規制委員会が不正の有無を確認する聞き取り調査を始めた後も、データを捜査していたことが判明しています。こうした大企業の法規範の軽視・違法行為は強く非難に値します。

「裁判記録の公開」には様々な見解

一方、裁判の録音、録画やネット公開は国によりさまざまで、日本のあり方についても多様な意見があります。元東京高裁判事で企業法務に携わる細野敦弁護士は、「裁判の公開原則は、あくまで裁判所が権力の不当な行使をしていないことを傍聴席で監視してもらうためだ。積極的に録音を認めることは想定していない」と話し、「自分の証言がSNSで拡散するようなことがあれば、証人になってくれる人がいなくなる。録音禁止は維持せざるを得ない」とみています。原発訴訟で住民側代理人として電力会社と対峙してきた元大阪高裁判事の井戸謙一弁護士は「傍聴できない人にやり取りを正確に伝えるには録音が望ましい」と話しています。元大阪地裁判事補で、海外の裁判の公開に詳しい平野哲郎・立命館大学院教授（民事訴訟法）によると、海外の多くの国では最高裁の弁論はネットで公開されていますが、下級審の審理はプライバシー保護などの観点から録音は原則禁止されています。日本について平野教授は「弁護士の申請に限り、メモ代わりに録音を許可することは現行法でも可能だ」と指摘、「裁判所による公式録音を提供する方法を検討してもよい」と提案しています。

訴訟における証人等のプライバシーの保護と、国民の「知る権利」の調整は今後裁判の公開原則の中心課題として検討されることになるでしょう。

（主な参考資料 2026年5月19日読売新聞オンライン、6月28日朝日新聞）

Focus

保健・司法パートナーシップ（HJP）の展開と課題

大石 哲夫

保健・司法パートナーシップ（HJP）の考え方

日常生活の中で生じる法的問題に出会った人は、これを法的な解決を要する問題とは気づかず、気づいた場合にも法律専門家ではない人（知人、警察、福祉関係者など）に助言を求めることが多いことが、各国のニーズ調査によって明らかになっています。特に無資力の人や心身の障害、病気を持つ人、高齢者、ジェンダーなどにより差別を受けている人など、問題を放置すれば重大な結果を招く恐れのある弱い立場の人々には迅速に適切な法的助言と援助を提供することが必要ですが、法律の専門家である弁護士は時にそうした援助を要する人々からは遠い位置にあります。そこでこうした人々が日々の生活の中で接触し、助力を求める非法律家の組織（福祉や行政機関など）と法律専門家が共に働き、法律の専門家である弁護士が助言・援助を提供する制度が構想されます。日本でもこうした活動は法テラスの「司法ソーシャルワーク」と呼ばれる活動として位置づけられていますが、医療機関（一般の診療所、病院など）との協力のもとで法的ニーズを持つ人々に法的助言と援助を提供し、患者の健康を害している社会的要因を緩和ないし除去しようとする運動がアメリカ、オーストラリア、イギリスを中心に進んでいます。オーストラリア・イギリスではこれは保健・司法パートナーシップ（health-justice partnership, HJP）と呼ばれ、アメリカでは医療・法パートナーシップ（medical-legal partnership, MLP）と呼ばれています。

HJP、MLPの前提には、法は人々の健康と健康の不平等が生まれる原因となり、立法され、施行され、強制されることにより、資源の分配や、人々が住むコンディションを規定し、所得、住居、雇用、教育など、人々が置かれた地位によって健康の不平等（health inequity）を発生させることがある一方、法は法改革、人権の実現、保健推進策の平等な実施等によって健康の不平等を緩和ないし除去する重要な役割を果たすこともできるとする理解があります。

人々の健康に影響を及ぼす社会的決定要因（social determinants of health, SDH）を作る法は様々であり、住宅の安全に関する規則、公的セイフティ・ネットの資格に関するもの、雇用保護法、移民法などは時に弱い立場の人々に不平等に適用されたり、規定されても執行されない、あるいは規定の目的どおりに執行されない、「書かれた法（law on the books）」と「街中の法（law on the streets）」のギャップを生みます。そこでHJPの運動は個々の患者やコミュニティを助けるとともに、健康の社会的決定要因に対し、医療と司法の統合的な協力による活動を通じてこれを緩和ないし改善してゆこうとする、法改革運動（法、政令、規則、行政決定などの改正や運用の修正）として位置づけられています。

アメリカ・オーストラリア・イギリスにおける展開

HJP（以下3国の制度を総称する場合にはHJPとします）はアメリカ・オーストラリア・イギリスを中心に進められてきましたが、3国のHJPは少なくとも次の4つの共通する受け止め方からもたらされているとされます。

- (1) 低所得者と周辺化された人々は直接・間接に、法によって救済できる問題から生じ又は促進される不正義により、健康を悪化させている
- (2) 司法アクセス—特に直接の法的助言と支援を通じた—は、健康の改善と健康の不平等の改善に極めて重要である
- (3) 低所得者と周辺化された人々は、不健康を経験するとともに司法アクセスも困難であり、これら二つのサービスで活動する人の正式なパートナーシップは正義と健康の平等な実現を促進する
- (4) 保健と法サービスの提供者が協力することにより、彼らは法と政策の失敗の下流にある健康への影響を認める上でユニークな位置にいる

HJP は健康における正義の平等を確保するために、患者への直接の法的援助、医療と法チーム、学生に対する法と保健の専門間のトレーニング、包括的で信頼できるシステムのための実践の転換、政策の変革など、多くのレベルで機能します。

しかし3国のHJPの活動はそれぞれの国の歴史を反映して、異なる出自と内容を持っています。

アメリカでは、医療・法パートナーシップ(MLP)は、小児科の臨床医が法とシステムの障害が低所得の家族とその子どもがより恵まれている患者と家族と同じ健康の機会を享受することを妨げていることに気づいたことから生まれたとされます。彼らは、喘息の子どもの患者が違法な借家の安全違反に対策がとられるまでは保護的入院の期間を短縮することはできないことを発見しました。MLPの成長は1990年代には緩やかでしたが、2000年代はじめにメディア、アメリカ法曹協会(ABA)、そしてアメリカ医療協会(American Medical Association)が健康の決定要因に対応する鍵となる手法としてMLPがあることを認識した時から急激に増え、MLPの数は2017年には国内で約300になりました。2006年にはこの増加するネットワークを支援するために全国医療・法パートナーシップ・センター(National Center for Medical-Legal Partnership, NCMLP)が設立されました。

オーストラリアでは2012年、人々は健康に影響を及ぼす法的問題を経験しながらも、保健の専門家など、法律家でない助言者に頼っていることが研究の結果明らかになりました。法的援助セクターのリーダーはアメリカのNCMLPなどから健康を害する法的ニーズへの対応方法を学び、オーストラリアのコミュニティ・リーガルサービスはHJPのパイロットを行い、法的支援と保健のネットワークを通じて教訓を学びました。こうしたパイロットの結果、保健・司法オーストラリア(HJA)が設立されました。

イギリスでは、社会福祉の法的助言と支援は“法的側面を持つ社会問題解決のツール”として理解されてきており、保健サービスと社会福祉の法的サービスの協力は1990年代までさかのぼることができますが、地域における予防と早期介入へのこうしたサービスを関連づける一連の報告が2013年になされ、HJPを専門職間にまたがる問題解決とサービス提供として公式なものにする興味と注意が新たになりました。イギリスでは2012年の法律により、民事法律扶助の対象範囲を極度に限定したことから、ニーズを持つ人々にターゲットを絞って直接アクセスし、

支援するという狙いもありました。ロンドン大学の司法アクセス・センターによる2018年のマッピングでは383の助言サービスが医療施設で活動していることが確認されました。

3国では、医療制度の違いはHJP・MLPの在り方の相違にも反映されています。オーストラリアとイギリスでは公的な健康保健が普及していますが、アメリカの医療は市場主導で、保健システムはばらばらです。そこでアメリカのMLPは連邦で認められたコミュニティ保健センターのような、低所得で弱い人々、メディケアの患者への初歩的ケア、および小児病院や老人病院、退役軍人病院のような特別の病院を対象にしています。イギリスでは、HJPの法的助言サービスの約3分の2は一般の医療施設(GP)、精神保健サービス、病院及び様々なコミュニティ保健サービスに設置されています。オーストラリアでは、保健・司法パートナーシップは保健システムの大部分に拡大され、病院、保健地区、及びアボリジナル・トーレス半島のコミュニティが統括する保健サービスに及んでいます。また地方政府の産院と、小児保健サービス、および精神保健チャリティも含まれます。

保健・司法パートナーシップはその核心において、協力しなければ貯蔵されてしまう(サイロ化されてしまう)保健と法的な援助サービスの協力を通じて共通のクライアントを支えるものであり、それは福祉的な法的ニーズ(福祉受給、住居、雇用、債務、DV、移民など)を持つ人々に迅速・的確な法的助言と援助を提供して病気の原因となった法的問題に対処して患者の健康改善を図るとともに、医療機関の従事者が患者の抱える医療以外の問題に悩まされることなく加療に専念できる機会を提供します。またそれは保健関係の省庁や政策担当者への提言を通じて、健康を損なう原因となった社会的・経済的原因の緩和ないし除去をはかり、健康の不平等の改善に貢献するものとされます。

パートナーシップの内容としては、医療施設の中に法的部門を設けて弁護士と職員が関わるものや、法的援助機関によるアウトリーチ、医療チームに弁護士の参加を得るなどさまざまな形態があり、単一のモデルはありませんが、伝統的な支援のアプローチでは救済できない、多様な、交錯する保健と社会的ニーズに対応して支援する人間中心のイノベーションとして理解されています。

ちなみにイギリスのいくつかのパートナーシップについてなされた調査では、法的助言がなされた内容としては福祉給付が最も多く、次いで住居、債務、雇用などが続いています。HJP は求めに応じてトライビュナルでの代理などの弁護活動を提供しています。

HJP の成果

HJP が健康を損ねる原因となる法的問題に早期に介入することにより、患者の健康に良い影響を与えていることは、いくつかの研究報告によって確認されています。

イギリスの 2017 年のレビューでは、ストレスの減少、収入の改善、居住環境などの環境改善などが報告されています。

病気を予防する上での HJP の有効性を直接探求した調査は文献としてはないようですが、食物、暖房、ヘルスケアなどの社会的要因の改善と患者の社会参加、セルフ・ケア、セルフ・コントロールの増加についての良好なエビデンスはあるとされます。アメリカでは、住宅のコンディションの改善により喘息患者の症状を改善したり、妊婦の栄養補給システムの改善と迅速化により、母子の健康が改善された例が紹介されています。

イギリスの司法省は HJP の影響と、どのようにしてスケール・アップを図るかに関する大規模な調査を委託し、この作業は、強いインパクト、プロセス、及び一般の診療所 (general practice surgeries) に併設されている現存の医療・法サービスの経済的評価を含むものとなっています。

アメリカでは、HJP に関し公表された調査の包括的レビューが NCMLP によりなされています。こうした研究は HJP の肯定的な影響、例えば患者のストレス・レベル、ヘルスケアのコストの回収、投資に対する財政的リターン、サービス提供者の教育などへの影響に関する証拠を示しているとされ、2020 年のレビューでは、こうした調査が HJP のもたらした肯定的影響、例えば HJP が患者の健康と幸福 (well-being) に及ぼした影響、(特にメンタル・ヘルスに関するもの)、医療行為のコンプライアンス、緊急入院を大きく改善したことなど、更なる証拠を発見したことが報告されています。

最近のアメリカの研究は、追い立ての脅しなど、明らかな法的ニーズに対処する、HJP を通じた法的

介入を受けた世帯の子どもの入院率の低下を示し、小児科医療の研究は、HJP が、健康に有害な法的ニーズと健康の社会的要因に関する、患者をどのように助けるかという保健サービス提供者への教育により、患者と多くの人々の健康を改善することができるとしています。

アメリカでは 2010 年の患者保護・医療法 (Patient Protection and Affordable Care Act, ACA) により、課税の免除を受けている医療施設は 3 年ごとにコミュニティヘルス・ニーズ・アセスメントを行わなければならないませんが、HJP はこれに貴重な資料や助言を提供し、ニーズへの対処法についても提言しています。

しかしながら HJP を規模的にもさらに充実していくためには、なおその成果に関する検証が必要とされ、国際的見地からは、評価の基準枠の発展を支えるサービス理論の転換の必要が示されています。最近のペーパーは、HJP/MLP の成果を測る一般的な枠組みの採用を示唆しており、HJP の成果として、‘患者の幸福’のコンセプトが提案されています。

HJP の将来と課題

法的援助を必要とする人々への効果的な試みとして、HJP の有用性は次第に認識されてきていますが、その将来に向けた持続は容易ではありません。医療と法の専門家のアプローチは専門職としての文化と価値観及び義務としても異なり、医療従事者が時には協力的治療として病気の診断と治療に注力するのに対し、弁護士は法の下におけるクライアントの権利を熱意をもって主張するよう訓練されています。HJP において情報を共有することは特に困難であり、例えば、医療従事者は情報へのアクセスに基づく報告その他の責任を持っているのに対し、弁護士は代理人・依頼人の信頼関係の下で秘密を優先する厳格な倫理規程の下にあります。しかし HJP は倫理的義務を尊重しながらも専門職間の情報の共有と対話を求める手法を開発してきています。パートナーシップを構築し、維持するには時間と努力を要しますが、これまでになされた専門職間の関係を進めることになります。国の間の協力は、HJP のリーダーと実務者に戦略とツールを分け持つ多くの機会を提供し、HJP の役割と責任に関する対話と理解を推進する国際的なトレーニング資料の起案などをもたらしています。

HJP の実施に当たっては、臨床医の部門が法的介入が必要な場合を知るために、弁護士によるトレーニングがなされ、これは医師だけでなく、看護師その他のスタッフにもなされています。

HJP を進める上で大きな障害は財源の不安定性です。各国とも、HJP はその資金を司法セクター、地方政府、慈善組織などに依存していますが、その提供期間は短く、先行き不安を抱えながら運営されています。イングランド・ウェイルズではナショナル・ヘルス・サービス（NHS）を通じて HJP に一部援助がなされ、スコットランドでは政府から保健組織（病院など）の活動の一部として法的助言への支出が認められていますが、こうした活動資金はより大規模なものになるとともに、民事法律扶助への国庫負担の増加としてもなされる必要があるとみられます。

保健・医療パートナーシップは、医療活動の一部として無料の法的助言・援助を提供し、患者の病気の原因となってきた社会的決定要因に対処し、医療関係者と法律専門家のそれぞれが抱える職業的使命を全うさせるものですが、この活動は患者個々の苦悩や負担を和らげるだけでなく、健康の不平等に関わり、これを改善する新たな試みとして注目されます。

（おおいし てつお・理事）

【主な参考資料】

Hazel Genn “When Law is Good for Your Health: Mitigating the Social Determinants of Health through Access to Justice” 2019.

Elizabeth Tobin-Tyler, Tessa Boyd-Clain, Hazel Genn, Nola M Ries, “Health Justice Partner Ships: An International Comparison of Approaches to Employing Law to Promote Prevention and Health Equity” 2023.

編集後記

Editor's notes

- ◇ 再審法案の審議が大詰めを迎えていますが、現行と何が変わるのか判然としません。これまでの冤罪事件の反省に立った立法が必要です。
- ◇ 日本を代表する電力会社で、法廷での無断録音から得た情報の共有がなされていました。保険会社や郵政など、大企業による遵法意識の希薄化が続いています。不信と疑惑に満ちた社会につながるものです。
- ◇ 生成 AI を巡る新聞記事の無断利用は、これからの社会で AI と否応なく向き合う暮らしの困難をも暗示しています。デジタル空間の巨大プラットフォームによる人々の自由や自立の侵害を防ぐ効果的な規制が必要です。
- ◇ 国旗損壊罪は本来侵してはならない内心の自由をも縛る懸念のあるものです。軽々しい議員立法には反対します。
- ◇ 男系男子の皇位継承に向けた皇室典範の改正案の審議が続いています。これは女性天皇の出現を拒む便法として用いられるのでは、という懸念が残ります。
- ◇ アメリカは建国 250 周年を分断と不信の混乱の中で迎えました。自由、平等、法の支配といった価値観は大きく揺らいでいます。
- ◇ 司法アクセス推進協会へのお問い合わせやご意見は、shihouaccess.suishin@gmail.com にお寄せください。